

## 次期国民健康保険運営方針の策定について

現行の国民健康保険運営方針の対象期間は、平成30年4月1日～令和6年3月31日（6年間）であるため、対象期間の最終年度である令和5年度に次期運営方針（令和6年4月1日～令和12年3月31日）を策定する必要があります。

- 国民健康保険法第11条に基づき、運営協議会において、次期運営方針の作成その他重要事項の審議を行う。
- 令和5年度においては、次期運営方針策定にかかる審議を行うため、運営協議会を3回程度開催予定。

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

### ■ 次期国民健康保険運営方針策定スケジュール案（令和5年度）

【5月 ～ 6月】

- ・第1回三重県国民健康保険運営協議会において骨子案の審議

↓

【11月～12月】

- ・第2回三重県国民健康保険運営協議会において中間案の審議

↓

【2月 ～ 3月】

- ・第3回三重県国民健康保険運営協議会において最終案の審議